

大崎市における要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会

取組趣旨

- 北上川・鳴瀬川流域では、鳴瀬川等・北上川下流等大規模氾濫時減災対策協議会を組織し、管内自治体の二一ズを踏まえた重点取組（要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進等）が進められています。
- その取組の一環として、北上川下流河川事務所が、大崎市の避難確保計画作成が義務づけられている社会福祉施設を対象として、令和3年2月8日（月）、9日（火）に講習会プロジェクトを実施しました。講習会では、避難確保計画の作成の促進により、施設利用者の安全性、水防災意識の向上を図りました。令和2年度では、登米市・美里町に続き、3回目の講習会開催となりました。

開催方式

- 新型コロナウイルス対策の観点から時間短縮・接触回避のため、座学方式とスクール方式を組み合わせ、講習会を開催しました。
- 講習会後半では、施設管理者が計画の下書きを作成し、事務局がスクリーンに資料を投影しながら、作成の補助を行いました。

後期講習会概要

- 【開催日時】 令和3年2月8日（月）、9日（火） 〈午前〉 10：00～12：00、〈午後〉 14：00～16：00
- 【開催会場】 大崎地域広域行政事務組合 消防本部 5階 多目的講堂
- 【参加者】 2月8日〈午前〉 7施設、〈午後〉 20施設 2月9日〈午前〉 7施設、〈午後〉 20施設
- 【議事】 ①開会挨拶・趣旨説明 ②情報提供（避難確保計画作成の義務化、水害リスクの動向について）
③避難確保計画の作成方法について説明（避難確保計画様式集（案）の仕組み、コントロールシートの使い方）
④大崎市からのお知らせ ⑤避難確保計画下書きの作成



講習会の開催状況



避難確保計画下書き作成時の事務局による作成補助の様子

講習会の効果

- 講習会での避難確保計画下書き作成の段階で完成に近い計画が作成された
- 講習会翌日の時点で、すでに複数の施設から避難確保計画の提出がなされた

講習会の開催により、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が促進され、地域の水防災意識向上につながった